

## 保育委託契約書（保育園利用契約書）

（以下、「保護者」といいます）と、保育園「Baby Kids Smile」（以下「当保育園」といいます）は、当保育園を利用する乳幼児（以下、「乳幼児」といいます）の保育について、以下のとおり依託契約を締結しました。

### 第1条（契約の目的）

当保育園は、児童福祉法、保育所保育指針、認可外保育施設設置基準に従い、乳幼児が安心して生活できる保育を提供し、保護者は、当保育園に対して乳幼児の保育に対する料金を支払います。乳幼児の健やかな成長を支援するため、保護者による養育と当保育園での保育は互いに協力し合います。

### 第2条（保育の場所）

保育の提供場所は、神奈川県横浜市中区寿町 1-3-12 ライオンズマンション関内第六 101号室 保育園「Baby Kids Smile」とします。

### 第3条（保育サービスの内容）

- 1) 当保育園は、児童福祉法、保育所保育指針、認可外保育施設事業実施要項等に沿っ

て、乳幼児に必要な保育サービスを提供します。

- 2) 保育サービスの詳細は「ご利用ガイド」に定めるとおりとします。

#### 第4条（保育の記録）

- 1) 当保育園は、乳幼児の保育内容を記載した諸記録を、契約終了後または契約の解約後も 横浜市中区の行政が定める期間、保管いたします。なお、保管期間終了後は、守秘義務に則りシュレッダー等を利用して破棄いたします。
- 2) 保護者は、保護者が養育する幼児の前項の記録について、当保育園の運営に支障のない範囲で、閲覧することができます。

#### 第5条（申し込み手続き）

- 1) 当保育園の利用を希望者は、当保育園の利用に必要な書類を作成し、当保育園へ提出します。
- 2) 当保育園は、保護者が提出した書類及び費用の納入に不備がある場合は、乳幼児の利用を断ることができます。

## 第6条（契約期間）

- 1) この契約期間は、締結日から翌年3月31日までとします。
- 2) 前条の契約期間中に中途解約する場合、解約希望する月末が契約終了日となります。
- 3) 「保護者」及び「当保育園」ともに解約の意向がない場合は、1)の契約期間に関して、自動的に「乳幼児」が満6歳の年度末に達するまで延長する。

## 第7条（契約時間）

- 1) 当保育園の基本時間帯は、次の各号のとおりとします。

(ア) 原則、金曜日～日曜日（月曜日～木曜日に開園することもあります）

金曜（8:00～24:00）

土曜（0:00～24:00）

日曜（0:00～24:00）

※予約が定員に達した場合は、それ以上の予約を受け付けかねますので、予めご了承ください。

ください。

## 第8条（料金）

- 1) 保護者は、当園による保育サービスの対価として、次の料金を支払うものとします。

### ●基本料金

- ・満1歳以上：1,800円/h（2時間以上から利用可能）
- ・0歳6か月～満1歳：2,100円/h（2時間以上から利用可能）

※1時間単位でのご利用料金です。

例) 2時間15分ご利用の場合：3時間分の料金をご請求させていただきます。

- ・22時～7時：+500円/h

### ●オプション料金

- ・夕食：400円（主食+お汁+おやつ等）
- ・ミルク代：300円/回
- ・おむつ代：100円/枚（おしりふき持ち込み不要）

### ●キャンセル料金

～3日前まで：無料

2日前～1日前まで：ご利用予定額の10%

当日のご利用時間まで：ご利用予定額の50%

ご利用予定時間後のキャンセル及び連絡無しでの欠席：ご利用予定額の100%

## 第9条（料金の支払い）

前項の料金は、原則として園にて現金（cash）先払精算することとします。

時間を超過した場合、追加料金となります。

## 第10条

- 1) 保護者の事情等で当保育園を解約する場合、速やかに当保育園施設長に書面（解約届）にて申し出るものとします。
- 2) 保護者は、次の各号に該当する場合、書面にて当保育園に通知することにより、この契約を解除することができます。
  - (ア) 当保育園が正当な理由なく、乳幼児の保育を拒絶した場合
  - (イ) 当保育園が守秘義務に反した場合
  - (ウ) 当保育園が法令等の社会的義務に反した場合
  - (エ) 当保育園が乳幼児または保護者やその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - (オ) 当保育園が破産した場合
- 3) 当保育園は、次の各号に該当する場合、書面にて保護者に通知することにより、この契約を解除することができます。
  - (ア) 保護者が本契約第9条に定める料金の支払いを応じない場合。
  - (イ) 保護者が当保育園の施設および当保育園の近隣地域、保育に従事する職員または他利用者（乳幼児、保護者）に対して重大な背信行為を行った場合。

(ウ) その他、前号(ア)、(イ)以外に、当施設長と保護者の間で協議し、当保育園の利用を継続することが乳幼児の健やかな成長を妨げると判断した場合。

#### 第11条(秘密保持)

1) 当保育園および当保育園に従事する職員は、本契約にもとづく業務におけるやり取りで知り得た、乳幼児・保護者およびその家族の情報を秘密として扱い、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はいたしません。職員の守秘義務は退職後においても同様の扱いとします。

2) 当保育園は、保育園の運営管理において、個人情報の安全管理に努め不注意・過失による情報の漏えい・紛失・滅失がないようにします。個人のプライバシーの侵害がないように配慮し、適切安全に管理します。

3) 保育活動の中で園児の写真等を活用いたします。SNSやHPに活用する場合は個人が特定できないよう加工等実施いたします。不掲示をご希望の場合は別途お申し付けくださいませ。

#### 第12条(緊急時の対応)

1) 当保育園は、保育中に園児の身体に急変が生じた場合又はその他必要があると判断

した場合は、保護者の緊急連絡先へ連絡するとともに、あらかじめ当園が定める病院に連絡を取るなどの必要な措置を講じます。

2) 保育中に乳幼児が怪我をした場合は、職員が保護者に対して説明を行うこととします。

3) 保育中に乳幼児が重大な事故、重篤な状況になった場合、保護者に早急にお迎えを要請するとともに、緊急対応に必要な関係各所（救急、行政等）にも連絡し、連携をして対処することとします。

※なお下記を提携医療機関としておりますが、諸状況により下記以外の医療機関を受診する場合もございます。

・横浜ヘルスケアクリニック(横浜市中区本町6丁目50番1号横浜アイランドタワー B1F)

提携内容：内科小児科として園児緊急対応の診療対応

・パークサイド横浜デンタルクリニック（神奈川県横浜市中区山下町 194-601）

提携内容：歯科として園児緊急対応の診療対応

### 第 13 条（損害賠償）

当保育園は、保育サービスの提供に伴って、当保育園の責めに帰すべき事由により乳幼児の生命、身体、財産に損害を及ぼしたときは、当保育園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。

#### 第 14 条（相談・苦情の対応）

当保育園は、保育に対する相談、事業全般に係る要望、苦情に対して、当保育園の運営に関して合理的な範囲で、誠実かつ、迅速に対応します。なお、相談・苦情の窓口は下記の通り設置する。

◆解決責任者・受付担当者：施設長 長谷部 駿

◆利用時間・電話番号：開園時間に保育所電話番号にて対応

#### 第 15 条（本契約に定めのない事項）

保護者および当保育園は、信義誠実をもって本契約を履行するものとする。ただし、本契約に定めのない事項及びその解釈に疑義の生じた事項については、児童福祉法、保育所保育指針、認可外保育施設設置指導監督基準等の法令の定めを尊重し、保護者と当保育園が誠意をもってこれを協議のうえ、都度決定するものとします。

#### 第 16 条（裁判管轄）

この契約にあたり、やむを得ず訴訟を行う場合は、当保育園の所在地を管轄する裁判所を第一裁判所とします。

#### 第 17 条（重要事項説明の確認）

本契約の締結にあたり、当保育園は保護者に対し、契約書以外にも電話等にて口頭確認を行い、保護者はその内容を了承したものとします。

#### 第 18 条（設置者及び管理者）

設置者：長谷部 駿      管理者：長谷部 駿

- ◆本契約成立の証に、本書 1 部に保護者が記名と署名、および当保育園が署名の上、保護者保有・当保育園電子保管とする。
- ・保護者と保育園が Baby Kids Smile の保育委託契約に同意するものとする。

保護者及び当保育園は以下に署名・押印することで別添の保育委託契約書に同意する。

202 年 月 日

保護者（第一連絡先）

住 所 〒

氏 名 印

電話番号

保護者（第二連絡先）

住 所 〒

氏 名 印

電話番号

乳幼児氏名： 生年月日：

施 設 名 保育所 「Baby Kids Smile」

住 所 横浜市中区寿町 1-3-12 ライオンズマンション関内第六 101 号室

代表 長谷部 駿 印